



日本共産党区議会議員

こんにちは
伊藤和彦です

自宅 足立区花畑6-7-23
足立区役所 電話3880-5111 (内線4650~4654)
日本共産党区議団 直通3880-5770

<http://www5.familie.ne.jp/~k-itou/index.html>



地球温暖化問題とは?

あだち広報では「足立区が地球を救う」と言うけれど...



地球温暖化問題とは そもそも何か?

「地球温暖化」とは、地球の平均気温が上昇を続け、それによって気候の変動を引き起こす原因となっていることを指します。

温暖化を引き起こす大気中の物質には、よく知られている二酸化炭素をはじめ、メタン、一酸化二炭素、代替フロンなどがあり、「温室効果ガス」と呼ばれます。温暖化の中心的な物質は二酸化炭素(CO₂)です。現在の地球は、空気中のCO₂を陸と海で吸収して、陸では森林などで年間三六億ト

ン、海は年間八一億トンを吸収、合計で百十七億です。ところが、石油や石炭などの化石燃料を使用することによって空気中に放出するCO₂が二三五億トン(2000年の排出量に達しています。これは人間が放出するCO₂のうち、半分は陸と海で吸収されるものの、あと半分は空気に残り、毎年たまり続けているのです。

大気中のCO₂の濃度は、一七五〇年頃、産業革命以前の工業化が進む前は約二八〇ppmでしたが、工業化が進む中で毎年CO₂排出量がどんどん増え現在では、濃度が約三八〇ppmに上昇しました。産業革命以前に比べて、地球の平均気温は約〇・七度上がっています。

いま問題になっているのは、この気温の上昇を何とか2度以内に抑えることができないか。つまり、CO₂の排出量が陸と海の吸収量に等しくなること、いまの排出量を半分以下まで減らすことが求められているのです。

なぜ温度の上昇を 2度以内になのか

なぜ、2度以内に温度上昇を抑えることが重要か。国連IPCC(気候変動に関する政府間パネル)では約千五百万人の科学

足立区の「廃プラスチックをすべて燃やせ」は 温暖化の道↓CO₂削減はリサイクルを

者が研究成果を各国に伝え、「科学ではここまで分かっている」と指摘しています。現在でも温暖化の影響は、極地の氷の融解、海面の上昇、熱波の多発、干ばつと豪雨など、すでに世界各地で深刻な形で現れています。

京都議定書の約束、 削減できない日本

専門家の研究によると、日本で2度気温が上がると、南に三百ギガメートル、移動することになり、東京なら八丈島よりも南に、大阪は鹿児島に、鹿児島なら奄美大島の近くに接近するといわれています。テレビなどで報道されている、ツバル(南太平洋、オーストラリアの東に位置するサンゴ島で構成された国)は地球温暖化による海面の上昇により、国土が沈む危険があります。ところが、日本国内の温室効果ガスは、減るどころか増えつつあります。

日本は、京都議定書で約束した一九九〇年比で、六%削減するところか逆に六・四%も増やしています。「業界まかせ」の日本とは違って、EU(ヨーロッパ連合)では、政府と経済界が削減協定を締結し、イギリスが目標数値十二・五%減に対して十五・七%達成、ドイツが目標二十一%減に対して十八・七%と達成を目前にしています。

区の「廃プラスチックを 燃やせ」は環境に逆行

足立区は、四月から廃プラスチックをすべて焼却する方針に変更し、「燃やしていいの?」「燃やすごみが、以前よりずっと増えた」と区民は指摘しています。

全区的に廃プラスチックを燃やせば焼却量は増え、誰が考えても環境への負荷が高まることは明らかで、区の責任は重大です。

地球温暖化対策をすすめるために私たちも、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを早急に見直していくことが求められているのではないのでしょうか。



差し迫る温暖化の危機に国際社会の対応と比べると日本の態度は最悪で世界の流れに逆行しています。

今年度、あなたの医療保険はこうなります！

「後期高齢者なのに年金から天引きされていない」
「自分の保険料はどうなるの？」



四月から後期高齢者医療制度だけでなく、医療保険制度が大きく変わりました。
「75歳になったばかりの人は要注意」
「後期高齢者なのに年金から天引きされていない。よかつ天引きされていない。よかつ」

対象者	保険料	窓口負担
後期高齢者医療 昨年8月1日に75歳以上の人(年金年額18万円以上の方) 昨年8月2日以後75歳になった人(年金年額18万円以上の方)	●4月から年金天引き ●納付書送付(7月中旬)。 ●10月からは年金天引き ※一年分を9等分するので、1回の金額が多くなる。	1割(給付は大幅削減)
社会保険などの扶養家族だった方	●9月までは保険料凍結 ●10月～年金から天引きに ・来年3月までは9割減額 ・来年4月以降はその10倍に	
年金額が18万円以下の人	●納付書送付	
国保 70～74歳の人	●世帯構成員がすべて65～74歳の国保世帯は、10月から年金から国保料が天引き(※状況に応じ天引き中止の措置あり)6月通知。 ●それ以外は、従来どおり払い込み	●来年3月まで-1割負担、限度月額12000円 ●来年4月から-2割負担、限度月額24600円 ●単身383万円以上、夫婦520万円以上は3割負担。
65～69歳の人		3割負担
65～74歳の障害者手帳保持者	※国保と後期高齢者どちらかを選べる(国保の場合は届出が必要)	●マル障は今までどおり使える ●国保の窓口負担は上参照 ●後期高齢は1割(給付が…)
後期高齢者医療制度に移った人がいて、それぞれに保険料が引かれ、大幅負担増になる世帯	国保で、後期高齢者に移ったため、保険料がそれぞれ異なる世帯 夫が社会保険だったのに後期高齢に移り、残った74歳以下の妻などが国保加入になる場合	5年間、後期高齢に移った人の所得も含めて減額判定(対象5000世帯) 2年間、国保料の所得割額は均等割も半額に(7・5割減額該当者は除く) ※残された方は国保に加入必要(現在60件)

「65歳～74歳の国保世帯」
年金から天引きが基本ですが、一年間滞納がない方、災害・失業者など支払いが困難な場合など相談により天引きが中止になる場合があります。

「ご存知ですか? 年金の減免制度は意外にお得です」
「生活が大変で年金までかけられない」という方そのままだにしないで、「申請免除」を受ければ受給資格も受取額にもプラスになります
国民年金は、掛月(受給資格)を満たしていれば、かけた金額よりはるかに多くの金額を受け取ることができる仕組みになっています。
「生活が大変で年金掛け金を払えない」という方は、そのままにしないで、「申請免除」を受けた方がプラスになります。所得に応じて掛け金が減免(0円～10810円)され、受給資格期間に計算されるだけ
でなく、満額ではなくても、かけた金額よりは多く受取額にも計算されます。例えば「0円」と認定されても、3分の1は受取額に計算されるのです。
単身で年収189万円、4人世帯で335万円以下を目安(退職者や災害被災者は所得に関係なし)に、減免される可能性があります。

憲法のつどい

5月21日(水) 竹ノ塚センター4階
ホール 午後6時開場 6時は開演
講演 小山内美恵子さん・脚本家(3年B組金八先生など)
音楽 浜田伊織さん・シンガーソングライター
入場 大人1000円 中高生500円